

会社法の改正から 企業統治を考える

虎門中央法律事務所（商工研相談業務委嘱先） 弁護士

平野 賢



Q 今般改正された会社法では、社外取締役等の設置が議論されたと聞いていますが、具体的にどのような改正がなされたのでしょうか。また、非上場の当社の経営にはどのような影響があるのでしょうか。

A 平成二十六年の通常国会で、会社法の改正が可決されました。

この改正は、平成二十四年九月に法制審議会が法務大臣に答申した「会社法制の見直しに関する要綱」がベースとなっており、要綱は、大きく「企業統治のあり方」「親子会社に関する規律」「その他」の三部構成となっており、特に、「企業統治のあり方」は、平成二十三年に相次いで明るみに出たオリンパス事件、大王製紙事件などの企業不祥事を受け、日本企業に迫

られた喫緊の課題といえます。

アジアの企業コーポレートガバナンス調査において、日本は四位に後退したとの報道もされました（「日本経済新聞」平成二十四年九月二十四日）。ここでは「企業統治のあり方」に関する改正等の概要を説明し、中小企業の企業統治を考える一助にしたいと思えます。

1. 監査役制度に関する改正

取締役会を設置する会社の組織体制としては、従前、大きく「監査役（会）設置会社」と「委員会設置会社」という二種類の制度が存在していました。上場会社でかつ大会社である会社は、委員会設置会社を除き、監査役会の設置義務があります。監査役は三名以上でかつその過半数は社外の監査役でなければならず（会社法三三五条第三

項）、社外取締役の専任に加え適切な資質を有する社外監査役を確保することは、相当な負担となっていました。一方、委員会設置会社は、「指名」「報酬」「監査」の各委員会につきそれぞれ三名以上の委員を要し、かつその過半数は社外取締役でなければならぬなど、組織が重厚となりがちであり、東京証券取引所の全上場会社二千二百七十五社における導入率は二・二%に過ぎません。

こうした状態を打破するため、より効果的に使い勝手のよい制度として、今回の会社法改正では、「監査等委員会」という新たな組織に、従前の「監査」にあたる権限を付与するという制度が導入されました。

監査等委員会は監査等委員である取締役により構成され、うち過半数が社外監査役でなければ

なりません。監査役会設置会社と比較した場合、「社外」の役員を一定数確保するという負担は変わりませんが、いずれも「取締役」となりますので社外監査役に加えて社外取締役を選任するという二重の負担は不要となります。さらに「取締役」ですから、監査役と異なり、取締役会における議決権を有することとなり、より強固な企業統治に資することが期待されます。

また、委員会設置会社と比較した場合、「指名」「報酬」という委員会の設置が不要となり、端的に「監査」に絞った形で組織を構成でき、組織の効率化に有益であるといえます。監査等委員会の設置は上場会社や大会社に限られるものではなく、一般の監査役設置会社でも新たに導入可能です。

なお、監査等委員会設置会社における取締役会の過半数を社外取締役が占める場合、重要な財産の処分および譲受、多額の借財等の重要な業務執行につき、代表取締役を広範な授権が可能です（改正法第三九九条の二三第五項）。これは、社外取締役

の経営監視機能を重視したものと解されますが、濫用されると代表取締役の権限が集中する恐れがある点に留意が必要です。

2. 「社外」役員に関する改正

社外取締役・社外監査役等に関しては、主に三点の改正がありました。

第一に、社外取締役・社外監査役の「社外」性につき、新たに、①親会社等（ここでは経営を支配している個人）または親会社等の取締役・執行役または支配人その他の使用人でないこと、②兄弟会社（親会社等の子会社等）の業務執行取締役等でないこと、③会社の取締役・執行役もしくは支配人その他の重要な使用人または親会社等（ここでは経営を支配している個人）の配偶者または二親等内の親族でないこと——という重要な要件が付加されました（改正法第二条第一五・一六号）。これらの規定は、親会社や兄弟会社から社外取締役の派遣を受けているような中小企業の実務において重要な影響を与えることが予測されます。

第二に、今回の改正においては、社外取締役選任の義務化は見送られましたが、代わりに、一定の上場会社に関し、社外取締役を選任しない場合は、その理由を説明することが義務付けられました（改正法第三二七条の二）。東証上場会社のうち社外取締役設置会社は五四・七％にとどまっており、今後、こうした説明義務が課されることで、社外取締役選任が進むことが期待されています。なお、施行後の状況を見極め、今後必要に応じて社外取締役選任の義務化の検討も行われる旨定められています（附則二五条）。

第三に、会社法上の定めではありませんが、取締役たる独立役員選任の努力義務が導入されました。東京証券取引所は、従前より上場会社に対し、少なくとも一名の独立役員を選任を義務付けていました。ここでいう「独立役員」とは、一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外「取締役」または社外「監査役」をいいます。しかし、冒頭の要綱には附帯決議が付されており、上場会社に対し「取締

役」である独立役員を最低一名選任するよう求めていました。

これを受け、東京証券取引所は、平成二十六年二月より新たに少なくとも一名の「取締役」である独立役員を選任するよう努力義務を課すようになりました（上場規程第四四五条の四）。

3. 中小企業における企業統治と会社法改正

以上のとおり、今回の会社法改正においては、主に上場会社を対象に、企業統治のあり方について大幅な改正が行われました。しかしながら、こうした改正は、中小企業にも無関係なものではありません。むしろ、適切な企業統治体制は、企業の成長や発展に間違いなくプラスになるものであり、企業経営においては常にこうした観点から自社のガバナンスのあり方について見直しを行い、改善していくという姿勢が肝要となります。その際に重要な視点は、各企業の規模、社歴、成長段階、経営計画、株主構成等にに応じて適切な体制を構築することです。また、形だけ整えても実

効性が伴わなければ意味がありません。

さらに、今回の改正では、社外取締役等の導入が強化されました。自社の製品やサービスに必ずしも習熟していない社外の第三者が経営判断に関与することの是非はいまだに議論のあるところですが、一方で、企業を取り巻く法規制には「適切な企業統治体制の構築」に向けた一貫した流れがあることもまた否定できません。非公開会社が多い中小企業においては、ともすれば、自社の内向きな論理で誤った経営判断を行ってしまうリスクが避けられません。かかる観点からは、公開会社にも増して「外部の目」を意識することが必要であるといえます。

真に自社の経営を考え、時には厳しい意見を述べてくれる第三者を自社の経営に生かすことは、上場企業のみならず中小企業にとっても欠かせない課題であることを日頃から認識し、実践されることこそが、今回の会社法改正の趣旨に即した企業経営につながるものといえるのではないのでしょうか。